［十一　略］	［略］
十二　農業行政費　農家数	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.208 \times B) \div A$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　引受戸数（平成28年度から平成30年度までの引受戸数の計を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、平成30年度の引受戸数が0の場合は0とする。）） 2　各年度の引受戸数は、当該年度の四月一日現在において農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百六十八条及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の規定により農業共済組合連合会（都道府県の区域をその区域とするものに限る。以下同じ。）の組合員（同法第百七条第一項の共済事業を行う市町村に限る。）が農業共済組合連合会に対して通知した数値とする。 3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0667 \times \alpha + 0.0425 \times \beta + 0.0060 \times \gamma) \div A$ ［略］ ［4・5　略］ 6　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式
［4～7　略］	［略］

［十一　同上］	［同上］
十二　農業行政費　農家数	1　密度補正Ⅰに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.163 \times B) \div A$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　引受戸数（平成27年度から平成29年度までの引受戸数の計を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、平成29年度の引受戸数が0の場合は0とする。）） 2　各年度の引受戸数は、当該年度の四月一日現在において農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十七条及び農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）の規定により農業共済組合連合会の組合員（市町村営に限る。）が農業共済組合連合会に対して通知した数値とする。 3　密度補正Ⅱに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式 $(0.0673 \times \alpha + 0.0429 \times \beta + 0.0061 \times \gamma) \div A$ ［同左］ ［4・5　同上］ 6　密度補正Ⅲに用いる密度は、次の算式により算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式
［4～7　同上］	［同上］

護サービス受給者数と二十九年二月分の地域密着型介護サービス受給者数の合計数を超える場合は、平成二十八年特例適用数を居宅介護サービス等受給者数とする。